

## 静岡市立清水病院看護師等修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市立清水病院看護師等修学資金貸与条例（平成22年静岡市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の方法)

第2条 修学資金は、毎月当該月分を月の末日までに貸与する。ただし、やむを得ない理由があるときは、翌々月の末日までに貸与することができる。

(申請の方法)

第3条 条例第4条の規定により修学資金の貸与を申請しようとする者は、市立病院看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号）に在学証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第1項の規定により修学資金の貸与の変更を申請しようとする者は、市立病院看護師等修学資金貸与変更申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

第4条 市長は、条例第5条又は第7条第2項の規定により修学資金の貸与又は貸与の変更の決定又は不決定をしたときは、市立病院看護師等修学資金貸与（変更）決定（不決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第5条 修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、市立病院看護師等修学資金誓約書（様式第3号）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(届出書)

第6条 条例第8条に規定する届出は、次の表の左欄に掲げる場合に依じて、同表の右欄に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

条例第8条第1項第1号に該当する場合	氏名（住所）変更届（様式第4号）
条例第8条第1項第2号に該当する場合	退学届（様式第5号）
条例第8条第1項第3号に該当する場合	休学（停学）届（様式第6号）
条例第8条第1項第4号に該当する場合	復学届（様式第7号）
条例第8条第1項第5号に該当する場合	卒業届（様式第8号）
条例第8条第1項第6号に該当する場合	修学資金辞退届（様式第9号）
条例第8条第1項第7号に該当する場合	連帯保証人氏名（住所）変更（死亡、破産

	宣告) 届 (様式第10号)
条例第8条第2項に該当する場合	死亡 (失踪) 届 (様式第11号)

(取消通知)

第7条 市長は、条例第9条第1項又は第2項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消したときは、市立病院看護師等修学資金貸与取消通知書 (様式第12号) により修学生又は修学資金の貸与を受けた者に通知するものとする。

(借用証書)

第8条 条例第10条に規定する借用証書の様式は、様式第13号とする。

(裁量免除の申請方法)

第9条 条例第12条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、市立病院看護師等修学資金返還債務裁量免除申請書 (様式第14号) に死亡、心身の故障その他市長がやむを得ないと認める理由により修学資金を返還することができなくなった旨を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(返還明細書の提出)

第10条 条例第13条の規定により修学資金を返還しなければならない者 (条例第14条の規定により返還債務の履行を猶予されている者を除く。) は、その理由が生じた日 (条例第12条の規定による返還債務の免除の申請をした場合は、その申請に対する不決定の通知を受けた日) から起算して15日以内に、市立病院看護師等修学資金返還明細書 (様式第15号) を市長に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請方法)

第11条 条例第14条の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、市立病院看護師等修学資金返還猶予申請書 (様式第16号) に次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第14条第1号に該当する場合 在学証明書
- (2) 条例第14条第2号に該当する場合 災害、病気その他やむを得ない理由がある旨を証する書類

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月18日規則第75号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市立病院看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定及び様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市立病院看護師等修学資金貸与条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。